

申請の流れ(令和6年度)

・令和6年4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。

(1)年度内に完成する
注文住宅の場合

工事の流れ

(イ)工事請負契約

(ロ)建築工事着工

施工業者が工事

(ハ)完成・引渡

★原則として年度末までに引渡

補助金の手続

①事前着手届

①基礎工事より後の工程に着工前に事前着手届を提出してください。

②交付申請

予算上限に達するまで

②施工業者(代理者)は、年度内引渡の目途が立った際に、BELS評価書(写)を添付し、市に交付申請してください。

③交付決定

(市→施工業者)

③市の審査が完了次第、補助金の交付決定をします。

④完了報告

(施工業者→市)

④施工業者(代理者)は、住宅の完成・引渡後に市に報告及び補助金の請求をしてください。市から補助申請者へ補助金を交付します。

補助金交付

住宅(物件)毎に手続き